



市の男女共同参画推進施策や男女共同参画について、皆様からのご意見や、苦情等に対応するため、下記に窓口を設置します。

ご意見等の窓口は…

四日市市 市民文化部 男女共同参画課・男女共同参画センター
〒510-0955 四日市市本町9番8号
TEL059-354-8331 FAX059-354-8339
E-mail kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp
男女共同参画センターホームページ
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/danjo/index.shtml>

よかいち をめざして
みんな(男女)が輝いて生きるまち



四日市市男女共同参画推進条例

四日市市

男女共同参画とは？

男女が性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮する機会が均等に確保され、自らの意思でさまざまな分野の活動に参画し、共に利益を受け、責任を持つことをいいます。



わたしたちが目指すもの

- ①「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」と決めつけて、個性と能力を発揮する機会を奪うようなことはなくしましょう。
- ②「男は仕事、女は家庭」「男は主要業務、女は補助業務」などの固定的な役割意識をなくし、個人の能力に応じて役割を担いましょう。
- ③性別にかかわりなく、家庭、学校、職場、地域などで方針の立案から評価まですべての過程に参画できるようにしましょう。
- ④男女が協力し、共に家庭生活と、仕事や地域活動などを両立できるようにしましょう。
- ⑤男女共同参画社会の実現に向けての世界の動きや、四日市市の国際化に対応した男女共同参画をすすめましょう。



取り組みましょう！ それぞれが努めること

- 市民
- ・従来の固定的な役割分担意識などを改めましょう。
 - ・さまざまな分野で共同参画を推進しましょう。

- 事業者
- ・男女に、平等な参画の機会と待遇を確保しましょう。
 - ・仕事とそのほかの活動が両立できるようにしましょう。
 - ・市が実施する施策に協力しましょう。

- 市
- ・さまざまな分野で男女共同参画が進むように施策を総合的、計画的に実施します。
 - ・市民の皆さんや事業者の皆さんと協力して施策を実施します。



私たちが目指す社会は、男女がお互いに尊重し、市・市民・事業者が社会のさまざまな分野でそれぞれの責任を担いながら、個性と能力を充分に発揮できる社会です。その実現のため、平成18年4月1日に「四日市市男女共同参画推進条例」を施行しました。